

# 宮城県被災宅地危険度判定士講習会の案内

主 催 宮城県

宮城県では、地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、宅地の危険度を判定する制度（被災宅地危険度判定）を定めています。

本講習会は被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士を養成することを目的に開催し、講習会修了者は「宮城県被災宅地危険度判定士」として宮城県知事に登録することができます。

開催日 令和5年10月27日（金）

時 間 13時30分から16時30分まで（受付：13時00分から）

場 所 宮城県行政庁舎2階 講堂（〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1）

定 員 200名

## 対象者

- 1 下記に該当し、被災宅地危険度判定士の登録を希望する者（新規登録者）
  - (1) 宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱 第3第1号 に該当する者  
(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチまでに該当する者)
  - (2) 宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱 第3第2号 に該当する者  
(国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者)
  - (3) 宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱 第3第3号 に該当する者  
(国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、宅地開発に関して10年以上の実務の経験を有する者)
  - (4) 宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱 第3第4号 に該当する者  
(建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者、建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者、二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務の経験を有する者など、知事が(1)から(3)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者)  
※詳細については別紙「被災宅地危険度判定士登録対象種別及び証明書類等一覧」を参照してください。
- 2 既登録者のうち、有効期限が令和6年3月31日までの者（更新登録者）  
(宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第4の3により、既登録者で登録有効期間の満了する日から、起算して過去5年以内に被災宅地危険度判定の業務を行った方は、講習会を受講した者とみなして登録することができます。)

受講料 無料

テキスト 被災宅地危険度判定士講習会テキスト（当日会場で配布します。無料）

申込方法 受講希望者は電子申請システム\*から申し込んでください。なお、受講票の送付は行いません。

\*令和5年8月1日（火）より開始しています。「令和5年度宮城県被災宅地危険度判定士講習会について」のページからリンクしますので、下記URLをご確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/kikendohantei.html>

受講申込締切日 令和5年10月23日（月）

## カリキュラム及び講師

(13:00～13:30)	(受 付)
13:30	開 会
13:35～13:45	被災宅地危険度判定制度について (宮城県土木部建築宅地課担当者)
13:45～16:10 (休憩 10 分含む)	被災宅地危険度判定技術について (社団法人全国宅地擁壁技術協会)
16:10～16:30	被災宅地危険度判定士登録申請手続きについて (宮城県土木部建築宅地課担当者)
16:30	閉会

## ～宮城県被災宅地危険度判定士の登録について～

講習会終了後に判定士登録の受け付けを行いますので、判定士として登録される方は 講習会当日に下記の書類を準備（記入）のうえ、お持ちください。（記入のしかたについては、当日会場でも説明します。）

なお、登録については講習会当日ではなく、後日の申請でも可能です。（講習会受講日から1年以内）

- ① 宮城県被災宅地危険度判定士登録申請書（宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱別記様式第3号）
- ② 登録対象種別を証明する書類（申込書に記載の「被災宅地危険度判定士登録対象種別及び証明書類等一覧」を参照ください。）
- ③ 写真（縦 3cm×横 2.5cm, 6ヶ月以内の撮影, 無帽正面, 上半身, 無背景, 裏面に氏名を記入, 2枚のうち1枚は①の登録申請書に貼付してください。）

※様式は、建築宅地課のホームページからダウンロードできます。

被災宅地危険度判定士の申請書様式

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/07oukyuukikendohamteisi.html>

### ●受講の際は感染症対策へ御協力ください●

- ・マスクの着用, 咳エチケット
- ・発熱等の体調不良の場合は出席を控えてください

宮城県土木部建築宅地課

〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1

講習会受講・登録申請受付：開発防災班

電話 022-211-3244

F A X 022-211-3191

## 被災宅地危険度判定士登録対象種別及び証明書類等一覧

### ●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3第1号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
1-1	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第1号 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加)</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-2	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第2号 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加)</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-3	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第3号 前号に該当する場合を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加)</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-4	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第4号 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加)</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-5	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第5号(施行規則第35条第1号) 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を終了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>講習会修了証の写し</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-6	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第5号(昭和37年建設省告示第1005号①) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>在学の期間を証明する書類(必要な場合において、履修科目証明書を追加)</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-7	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第5号(昭和37年建設省告示第1005号②) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書</li> </ul>
1-8	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第5号(昭和37年建設省告示第1005号③) 建築士法による一級建築士の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級建築士免許証の写し</li> </ul>
1-8-1	【経過措置】宅地造成等規制法施行令第17条第5号(旧昭和37年建設省告示第1005号④) 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習(H17.4.13まで)を終了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定講習会修了証の写し</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-9	都市計画法施行規則第19条第1号イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加)</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-10	都市計画法施行規則第19条第1号ロ 学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加)</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-11	都市計画法施行規則第19条第1号ハ 前号に該当する場合を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加)</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-12	都市計画法施行規則第19条第1号ニ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業証明書(必要な場合において、履修科目証明書を追加)</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-13	都市計画法施行規則第19条第1号ホ 技術士法による第二次試験のうち国土交通大臣が定める部門(建設部門、上下水道部門及び衛生工学部門)に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書(建設部門の場合は不要)</li> </ul>
1-14	都市計画法施行規則第19条第1号ヘ 建築士法による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級建築士免許証の写し</li> </ul>
1-15	都市計画法施行規則第19条第1号ト 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を有する土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、登録講習機関が規定により行う講習を終了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>講習会修了証の写し</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-16	都市計画法施行規則第19条第1号チ(昭和45年建設省告示第38号①) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加)</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
1-17	【経過措置】都市計画法施行規則第19条第1号チ(旧昭和45年建設省告示第38号②) 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を有する土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習(H17.4.13まで)を終了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定講習会修了証の写し</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>

### ●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3第2号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
2	国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>

### ●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3第3号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
3	国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、宅地開発に関して10年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>

### ●宮城県被災宅地危険度判定士登録要綱第3第4号該当

番号	登録対象種別	証明書類等
4-1	建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>二級建築士免許証の写し</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
4-2	建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級技術検定合格証明書の写し</li> </ul>
4-3	建設業法による土木・建築・造園に関する二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務の経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>二級技術検定合格証明書の写し</li> <li>被災宅地危険度判定士実務経験証明書</li> </ul>
4-4	知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事が必要と認める書類</li> </ul>